

3 章 災害対策について

(1) 地震対策

1 地震災害における教育活動の実施基準

(1) 地震災害発生時の教育活動実施基準

状 況			基 準
地 震	南海トラフ地震臨時情報	調査中	☐ 原則平常活動
		巨大地震警戒	☐ 原則休校、授業中止し下校
		巨大地震注意	☐ 原則休校
		調査終了	☐ 原則平常活動
	学校が所在する地域で震度 5 弱以上の地震が発生したとき		原則として学校に留め置く。安全が確認されれば、保護者に引き渡し
	学校が所在する地域で震度 4 以下の地震が発生したとき		☐ 原則平常活動

2 地震発生時の対応

(1) 大規模地震発生時の対応

実施項目		実施者
発生直後の安全確保	☐ 落下物・転倒物・ガラスの飛散等から身を守るよう、明確に指示をする →「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に身を寄せる →「頭部を保護」「机の下にもぐる」「机の脚を持つ」 ☐ <大きな揺れが収まったら> ☐ 使用している火気の消火を行い、出口の確保等に努める（コンロ、ストーブ、ガス等の火を消す） ☐ 電源を切り、ガスの元栓を閉める。	授業者 顧問 学年
避難誘導	☐ 生徒の状況を速やかに掌握し、生徒を安全な場所に誘導 ☐ トイレや特別教室等の普通教室以外の場所に生徒がいないことを確認 ☐ 怪我人がいないかを確認 ☐ 火災場所及びその上層階の生徒等の避難を優先 ☐ 隣接クラスが連携して避難し、集団の前後には教職員を配置 ☐ 落下物に注意し、頭部を保護するよう指示 ☐ 生徒の不安の緩和に努める。 ☐ 援助を要する者、怪我人の避難の対応には十分配慮する ☐ 的確な指示「おさない、はしらない、しゃべらない、もどらない」などを行う。 ☐ 校内にいる人員、負傷者の有無を確認し、学級担任は管理職に報告。	授業者 顧問 学年

対応行動	① 災害対策本部設置 ☐ 役割分担に従って行動を開始 ☐ 避難所支援班を設置し、避難住民への対応を開始 ② 情報の収集・伝達 ☐ 市町、自主防災組織等と密接に連携を取り合い、地域や通学路の状況（出火、倒壊、亀裂、出水等）の確認に努める。 ☐ 被害状況を把握し、その結果を学校の設置者、市町等に報告 ☐ 二次災害等の危険が予想される場合は、直ちに安全な場所に避難できるよう生徒にも注意を促す。 ③ 状況に応じた生徒の下校・引き渡し ☐ 学校周辺の安全が確認できるまでは学校に待機とする。 ☐ 学校周辺の安全が確認され、保護者との連絡が取れた後、下校する場合は、集団で行動するよう指示する。 ☐ 必要に応じ、教職員が引率する。 ☐ 保護者と連絡が取れない場合は、学校で保護する。 ④ 火元の確認・設備等の点検 ☐ 出火を確認したら直ちに初期消火に当たり、延焼を最小限に止める。 ☐ 薬品類は発火等の危険が生じる場合があるため、特に注意する。 ☐ 校舎やグラウンド等で危険と思われる場所に、立入禁止の張り紙やロープを張るなどして、二次災害を防ぐ。 ⑤ 応急救護・救出救助 ☐ 養護教諭を中心に救護班を編成して応急救護に当たるとともに、市町、医療機関等と連携して、重傷者の搬送等を行う。 ☐ 生徒対応班、施設管理班、救護班が密接に連絡を取り合いながら、行方不明者の安否確認を行う。 ☐ 市町、消防機関等と連携し、建物の倒壊等により生き埋めとなった生徒の救出救助を行う。 ⑥ 地域自主防災活動への協力 ☐ 教職員や生徒は、可能な範囲で地域住民、社会福祉施設等の防災活動に協力する。 ☐ 市町、自主防災組織等と連携して、避難所運営支援に当たる。	授業者 顧問 学年
------	--	-----------------

（２）登下校時又は校外活動中における生徒への指導

指導項目	実施者
☐ 最寄りの避難場所等の安全な場所に避難すること。 ☐ バス・電車等では運転手・駅員の指示に従うこと。 ☐ 家庭や学校と連絡を取り、状況を報告し、指示に従うこと。 ☐ 流言等の不正確な情報に惑わされず行動すること。 ☐ 周囲に大人がいない場合は、自分の身を守ることを優先し、落ち着いてどうすればよいかわかれば自分で考えて臨機応変に行動すること。	防災教育担当者 HR担任等

3 火災発生時の対応

班	業 務 内 容	担 当 者		準 備 物
		発災直後	安否確認後	
災害対策本部の設置	・本部の設置 ・校内放送等による指示や連絡 ・応急（救急）対応の決定 ・教育委員会、市町災害対策本部、保護者等との連絡調整と報告 ・非常持ち出し袋、鍵の持ち出し ・職員の役割分担の決定	管理職	管理職	・拡声器 ・ラジオ ・懐中電灯 ・生徒名簿
生徒対応班	・安全な避難経路を確認しての誘導 ・負傷者等の把握と本部への報告及び該当生徒の救護班への受け渡し ・行方不明の生徒等の把握と本部への報告	授業者	生徒課長 学級担任	・クラス出席簿
施設管理班	・火災場所の初期消火 ・被害の状況確認 ・校内施設設備の安全確認 ・危険個所の表示 ・転倒備品の表示 ・指導要録・成績資料等の持ち出し	発見者	教務課長 事務職員 手の空いている教職員	・消火器 ・ヘルメット ・ラジオ・手袋 ・被害調査票 ・ロープ ・校内図
救護班	・児童生徒及び教職員の救出・救命 ・負傷者や危険箇所等の確認及び通報 ・応急手当備品の確認 ・負傷者の保護・応急手当・搬送 ・関係医療機関との連携	養護教諭 授業者以外	養護教諭 保健課	・医薬品 ・担架 ・簡易テント ・毛布
保護者対応班	・引渡し場所の指定 ・身元確認 ・保護者への引渡し ・引渡し後の状況把握 ・生徒安否確認情報の提供 ・生徒の家族の安否確認	授業者以外	学級担任	・緊急時引渡しカード
住民等対応班	・避難者受入場所の確保 ・避難者の誘導 ・非解放区域の設定 ・市町・自主防災組織と連携した避難地避難所の運営支援	教頭	教頭 副担任	

発見者の対応

- 1 初期消火作業にあたる
- 2 大きな声で周囲に知らせる
- 3 火災発生時の状況を把握して通報する **(火災報知器)**
- 4 近隣の生徒・職員の安全を確保する

近隣の教職員の対応

- 1 管理職へ火災発生 of 通報
- 2 初期消火作業・生徒の安全確保にあたる
- 3 消火が不可能だと判断したら管理職に報告し、消防車出動要請
- 4 **生徒をスクールコート後方へ避難誘導**

管理職の対応

- 1 消火が不可能だと判断したら担当教員（前頁救護班）へ消防車出動要請
- 2 状況に対応した消火指示・生徒・職員への避難指示・非常用持出物の搬出
- 3 自身も避難
- 4 安全確認後、校長に連絡報告

火災発生時の消防署通報要領

外線発信 119番

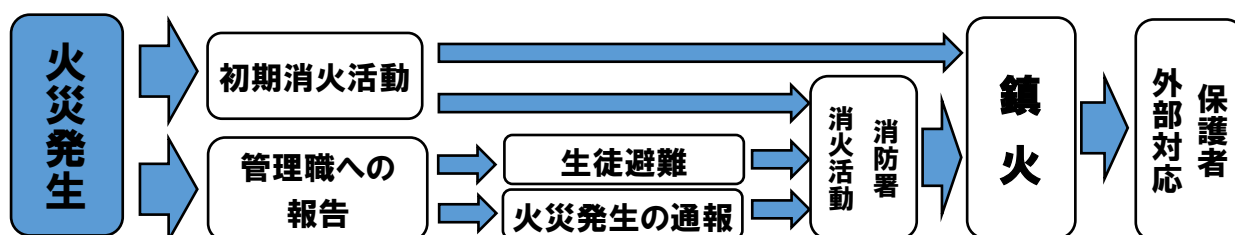
- ・火事です。こちら下田高校定時制（通報者氏名）です。消防車の出動をお願いします。
 - ・(例) 3階調理室ガスコンロから出火しました。現在、初期消火中ですが、消火不可能です。
- ※状況により（負傷者〇〇名、逃げ遅れた者〇〇名です。）

避難する際の注意事項

- 1 姿勢を低くする。濡れたハンカチやタオルを口と鼻に当て、煙を吸わないようにする。
- 2 火災の延焼を抑える為にドア・窓は閉める。カギはかけない。
- 3 避難したら絶対に建物の中に戻らない。

生徒・教職員避難について

- 1 スクールコート後方へ避難（消火作業に邪魔にならないようにする。）
- 2 授業中に発生した場合、避難時には、各担任副担任のクラスへ
各HR毎に整列・生徒数・負傷者を確認して管理職に報告
負傷者がいる場合は養護教員に引き継ぐ
- 3 消防到着後は消防署の指示に従う。教員は生徒の動揺を抑える。
- 4 鎮火後、管理職による避難解除指示に従う。生徒に下校指示。



4 南海トラフ地震臨時情報

【「南海トラフ臨時情報」の発表条件】

南海トラフ地震 臨時情報

キーワード

調査中

巨大地震警戒

巨大地震注意

調査終了

■ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合

■ 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合

■ 観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合

■ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生したと評価した場合

■ 南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生したと評価した場合

■ 想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生したと評価した場合

■ ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合

■ 巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

南海トラフ地震 関連解説情報

■ 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合

■ 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く）



地震は一度では終わらないかも

～時間差で起きる場合も～

〔過去事例〕

1854年
安政東海地震

M8.6

約32時間後

M8.7

1854年
安政南海地震

1944年
昭和東南海地震

M8.2

約2年後

M8.4

1946年
昭和南海地震

太平洋

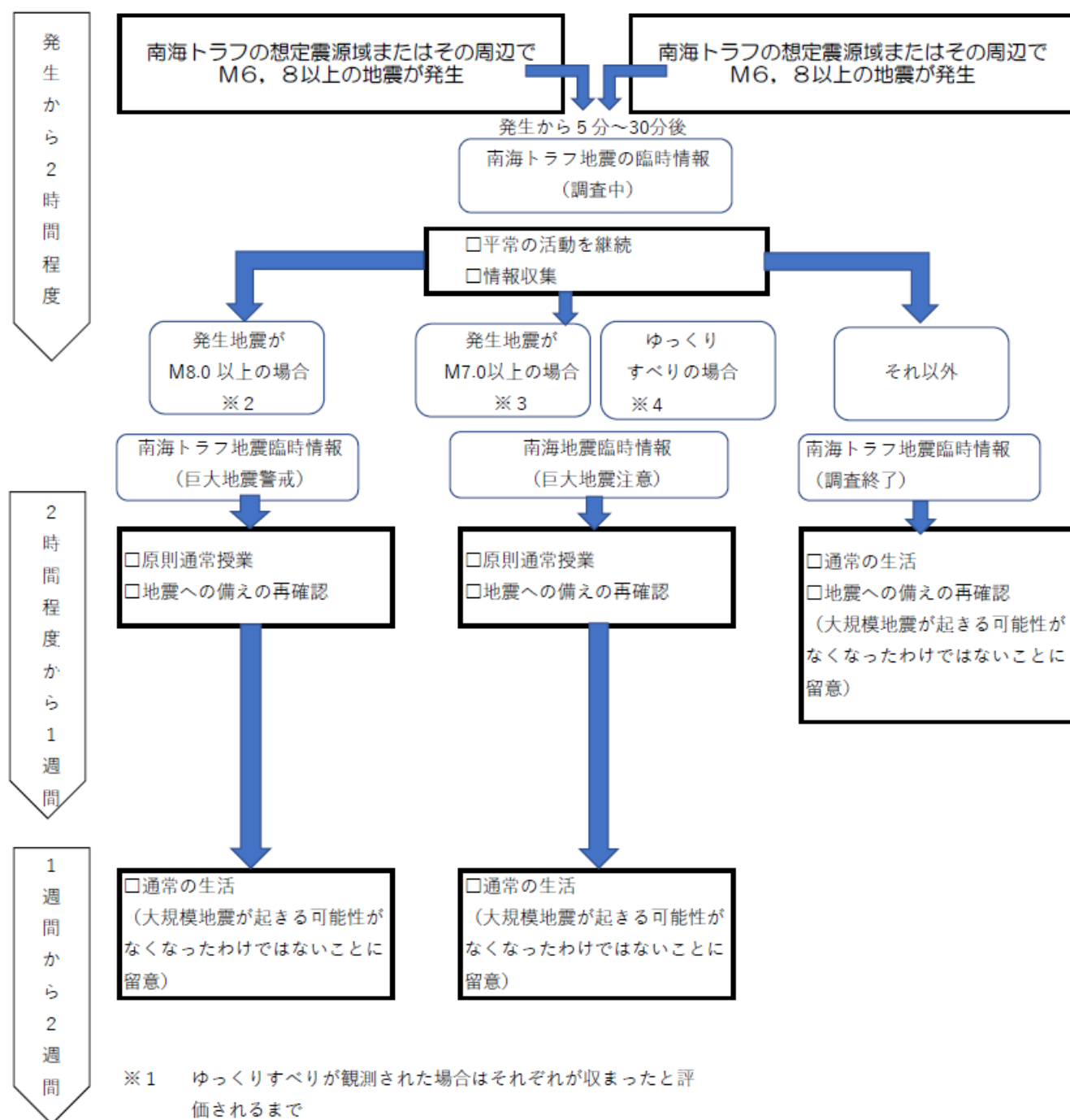
南海トラフ巨大地震
の想定震源域

※ M はモーメントマグニチュード

※ 西側で先に大規模地震が発生する可能性もあります。

5 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応

(1) 南海トラフ地震臨時情報発表時の学校対応の流れ



- ※1 ゆっくりすべりが観測された場合はそれぞれが収まったと評価されるまで
- ※2 想定震源域のプレート境界でM8.0以上の地震が発生
- ※3 想定震源域、またはその周辺でM7.0以上の地震が発生(ただし、プレート境界のM8.0以上の地震を除く)
- ※4 住民が揺れを感じない、プレート境界面のゆっくりとしたずれによる近く変動した場合など

(2)「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」発表時の学校の対応

実施項目	実施者
☐ 原則として平常の活動を継続する。 ☐ 情報分析内容により学校へ赴く。 ☐ 連絡網の指示により学校へ参集する。 ☐ 連絡網を通して校長の指示に従う。 ☐ 教職員参集後、「南海トラフ地震に関連する情報」発表時の対応を説明する。 ☐ 必要に応じて、生徒引渡しの準備を開始する。 ☐ 生徒が学校にいる場合は集合させる。	☐ その他の職員 ☐ 災害対策本部 ☐ 応急対策要員 ☐ その他の職員 ☐ 災害対策本部 ☐ 災害対策本部 ☐ 保護者対応班 ☐ その他の職員

(3)「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時の学校の対応

実施項目	実施者
☐ 授業中止 ☐ 警戒本部を設置 ☐ 指示により学校へ参集する。 ☐ 連絡網を通して校長の指示に従う。 ☐ 教職員参集後、「南海トラフ地震に関連する情報」発表時の対応を説明する。 ☐ 教育委員会、市町、自主防災会との連絡調整 ☐ 授業中の場合、授業を中止し、下校（または引渡し）を開始。 下校（または引渡し）ができない者については留め置く	☐ 災害対策本部 ☐ 災害対策本部 ☐ 応急対策要員 ☐ その他の職員 ☐ 災害対策本部 ☐ 災害対策本部 ☐ 保護者対応班 ☐ 保護者対応班

(4) 地震への備えの再確認事項

日頃の備え	再確認事項	確認方法または確認者
地震災害への対応	☐ 参集基準・教育活動実施基準 ☐ 各班の人員・役割 ☐ 緊急連絡先 ☐ 安否確認方法 ☐ 引渡し方法 ☐ 保護者への連絡（内容・方法・タイミング）	☐ マニュアル等で教職員の共通理解
持出品や備蓄品、機材の確認	☐ 頭部を保護するもの ☐ 避難行動に役立つもの ☐ 生活に役立つもの ☐ 救護に役立つもの	☐ 施設管理班による安全点検
生徒の安全	☐ 避難経路・避難場所 ☐ 登下校路の安全確認 ☐ 照明器具窓ガラスなどの非構造部材 ☐ 収納棚などの転倒防止対策	☐ 各班で確認

(5)「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」発表時の学校の対応

実施項目	実施者
☐ 原則通常授業 ☐ 教育委員会との連絡調整 ☐ 保護者への学校対応の連絡 ☐ 地震への備えの再確認	☐ 全職員 ☐ 災害対策本部 ☐ 災害対策本部 ☐ 全職員

(2)**津波対策****1 津波警報・注意報発表時における教育活動実施基準****(1) 津波警報・注意報発表時の教育活動実施基準**

注意報・警報	教育活動実施基準
津波注意報	<在校時> ☐ 平常授業 <学校管理下外> ☐ 平常通り登校する ☐ 生徒への情報提供を行う
津波警報	<在校時> ☐ 教育活動を中止 <学校管理下外> ☐ 避難または自宅待機 ☐ 午後3時まで、津波警報が解除された場合、登下校の安全と交通手段を確認し、直ちに登校する。解除されない場合は休校とする
大津波警報	

(2) 津波警報・注意報発表時の学校の対応

注意報・警報	実施項目	実施者
津波注意報	☐ 保護者、学校の設置者、市町、自主防災組織等の情報伝達・収集に努める ☐ 必要に応じて、引き渡しの準備を開始する	☐ 災害対策本部 ☐ 保護者班
津波警報	☐ 生徒・教職員の安否確認 ☐ 校舎から出ないように避難指示を行う。 ☐ 安全確認が行われるまで、生徒を学校に待機させる。 ☐ 保護者、学校の設置者、市町、自主防災組織等の情報伝達・収集に努める ☐ 津波に関する情報収集（テレビ・ラジオ等） ☐ 学校周辺状況の目視 ☐ 関係機関への連絡調整 ☐ 学区内（通学路）の状況把握 ☐ 近隣学校との情報交換 ☐ 安全確認後、保護者へ引き渡す。 ☐ 家庭への生徒の学校内に留め置き連絡指示 ☐ 学校が避難場所（津波避難ビル等）に指定されている場合、避難者の誘導等 ☐ マスコミ等への対応窓口設置	☐ 全職員 ☐ 生徒班 ☐ 災害対策本部 ☐ 災害対策本部
大津波警報		☐ 災害対策本部 ☐ 施設管理班 ☐ 災害対策本部 ☐ 施設管理班 ☐ 災害対策本部 ☐ 保護者対応班 ☐ 保護者対応班 ☐ 災害対策本部 ☐ 災害対策本部

2 津波避難における留意事項

(1) 津波避難における留意事項

避難開始 【ただちに】	☐ 教職員は的確な判断をし、ただちに高台等への避難を指示する。 ☐ 教職員不在時は生徒だけでも避難を開始する（訓練が必要）。 ☐ 沿岸部での活動中に地震が発生した場合は、情報を待たずに避難を開始する。 （地震だ、津波だ、すぐ避難！）
避難中 【続ける】 【あきらめない】	☐ 想定を超える大津波発生の可能性を考慮し、より高く安全な場所への避難を継続する。 ☐ 建物の倒壊や土砂災害等により避難経路が通行不能となった場合、迂回路等を使用し避難行動を継続する。
避難後 【戻らない】	☐ 津波は繰り返し襲来するため、警報等が解除され安全が確認されるまで沿岸部には近づかない。 ☐ 生徒・教職員の安否確認を行い、正確な情報収集に努める。 ☐ 生徒の心身の状態を把握する。

(2) 津波避難後の引渡し（帰宅）について

判断者	災害対策本部
判断基準	☐ 大津波・津波警報は解除されているか。 ☐ 保護者等との連絡手段の確保できているか。 ☐ 学校周辺の浸水状況の確認。 ☐ 利用できる交通機関はあるか。 ☐ 保護者の自家用車での上校は可能か。 ☐ 集団で帰宅させる場合、安全な下校路が確保できるか。 ※生徒及び引渡しする保護者の安全が確保されるまでは、引き渡しまたは、下校は実施しない。
引渡し(帰宅) 方法	☐ 集団で帰宅させる場合、移動中の避難先について生徒に調べさせる。 ☐ 津波浸水域を迂回したルートを考える。

(3) 風水害対策

1 気象警報、注意報等発表時の教育活動の実施基準

(1) 平常時の対策

- ☐ 立地環境と災害予測（各種ハザードマップ等を確認し、予測される災害をマニュアルに明記）
- ☐ 気象情報の収集（静岡地方気象台 HP／サイボスレーダー／静岡県地理情報システム等）
- ☐ 防災設備等の確認、必需品の備蓄
- ☐ 授業等の実施基準の決定と保護者等への周知
- ☐ 初動体制の確立
- ☐ 連絡体制の確立（教職員、生徒、保護者、行政・防災関係機関）
- ☐ 避難先、避難経路等の確認
- ☐ 避難訓練の実施

(2) 教育活動の実施基準

気象庁等の情報		市町村の情報 警戒レベル 注 1	発令時	授業	対 応
注意報	強風 大雨 洪水	1 2		平常 授業	☐ 生徒は安全に登校できることを確認した上で登校する。（確認できない場合は学校に連絡の上自宅待機）
警報等	暴風 大雨 洪水	3 高齢者等避難 4 避難指示 5 緊急安全確保	登校前	登校前発令	☐ 生徒は自宅で待機、または安全な場所に避難する。 ☐ 午後 3 時までに解除された場合は、生徒は安全と交通手段を確認し、直ちに登校する。ただし、交通手段の確保が出来ない場合、利用者は自宅待機し、運転が再開され次第安全を確認し、直ちに登校する。 ☐ 午後 3 時の時点で警報が解除されない場合は休校とする。行事等午前中の日程の場合は、出発する時点とする。
			登下校中	授業中止 登下校中発令	☐ 生徒が保護者に連絡を取った上で、安全な場所に避難する。 ☐ 平常時より、通学途中における避難できる安全な場所と、災害等発生の際の恐れがある危険な箇所の確認をしておく。
			登校後	登校後	☐ 学校は、下校路の安全を近隣学校、市町、自主防災組織等との情報交換で確認の上、生徒を下校させる。 ☐ 安全に下校することが困難な生徒は、保護者と連絡を取り、下校が可能になるか、保護者に引き渡しができるまで、学校に留めおく。
	その他 気象 警報 注 2			原則として平常授業	☐ 交通手段の確保が出来ない場合、利用者は自宅待機し、運転が再開され次第安全を確認し、直ちに登校する。

注 1 警戒レベルは次頁参照

注 2 波浪、高潮、雷、濃霧

※特別警報については、(3)を参照

警戒レベル
4

令和3年5月20日から

避難指示で必ず避難

避難勧告は廃止です

警戒レベル5

避難指示

緊急安全確保※1

警戒レベル4

避難指示※2

避難準備・高齢者等避難開始

警戒レベル3

避難指示※3

高齢者等避難開始

警戒レベル2

避難指示

高齢者等避難開始

警戒レベル1

避難指示

高齢者等避難開始

警戒レベル5

避難指示

緊急安全確保※1

警戒レベル4

避難指示※2

避難準備・高齢者等避難開始

警戒レベル3

避難指示※3

高齢者等避難開始

警戒レベル2

避難指示

高齢者等避難開始

警戒レベル1

避難指示

高齢者等避難開始

警戒レベル5

避難指示

緊急安全確保※1

警戒レベル4

避難指示※2

避難準備・高齢者等避難開始

警戒レベル3

避難指示※3

高齢者等避難開始

警戒レベル2

避難指示

高齢者等避難開始

警戒レベル1

避難指示

高齢者等避難開始

警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず、命が危険な状況です。

警戒レベル5緊急安全確保の発令を待ってははいけません！

避難勧告は廃止されます。

これからは、**警戒レベル4避難指示**で危険な場所から全員避難しましょう。

避難に時間のかかる高齢者や障害のある人は、**警戒レベル3高齢者等避難**で危険な場所から避難しましょう。

内閣府（防災担当）・消防庁

[illegible]

(3) 特別警報発表時における対応（平成27年2月27日付教総健第558号）

種 類	対 応	
気 象 等	県内全域又は学校所在地の市町に特別警報が発表された場合	特別警報が解除され、かつ安全が確認されるまで、原則として教育活動は中止し、生徒および教職員の安全確保を徹底する。
	学校所在地以外の県内市町に特別警報が発表された場合	学校が所在する市町に対し、特別警報が発表されていない場合であっても、生徒の居住地や通学状況等に十分配慮した上で、教育活動の実施について適切に判断する。
津 波	大津波警報発表時の対応とする。	
火山噴火	噴火警報発表時の対応とする。	
地 震 動	緊急地震速報発表時の対応とする。	
(対応方針)		
「特別警報」は、「警報」の発表基準をはるかに超える数十年に一度の大災害が起こると予想される場合に発表され、対象地域の住民に対して最大限の警戒を呼びかけるものであることから、各学校においても生徒及び保護者に対し、「命を守る行動」を最優先するよう指導・周知する。 震度5弱以上の場合、生徒は帰宅させず留め置きとし、生徒の帰宅又は保護者への引き渡しについては、特別警報が解除された後に行う。 その際、公共交通機関、道路及び生徒の居住地等の安全を確認の上、帰宅させ、帰宅困難な生徒がいる場合には学校で待機させる等の対応をとる。		

2 気象警報等が発表された場合（又は発表が予見される場合）

(1) 生徒在校時の対応

1 警報等発表時（又は警報等の発表が予見できたとき）	実施者
☐ テレビ、ラジオ、インターネット等からの情報収集体制強化 ☐ 指示・連絡体制の確認 ☐ 教職員及び生徒への定期的な情報提供開始 ☐ 周辺校や関係機関との情報共有	☐ 災害対策本部
2 授業中止等の対応の検討・決定	
☐ 教職員及び生徒に連絡 ※授業を継続する場合は情報収集・提供を継続 ☐ 教育委員会等への報告	☐ 災害対策本部 ☐ 生徒班 ☐ 災害対策本部
3 下校対応	
☐ 通学路、交通機関等の状況を把握 （安全が確認できた場合） ☐ 注意喚起をした上で、状況が悪化する前に速やかに下校させる （安全が確認できない場合） ☐ 震度5弱以上で 留置き、引渡し等の措置の検討、実施 （必要に応じて） ☐ 保護者への連絡	☐ 施設管理班 ☐ 生徒班 ☐ 災害対策本部 ☐ 保護者対応班

(2) 生徒不在時の対応

1 警報等発表時（又は警報等の発表が予見できたとき）
☐ テレビ、ラジオ、インターネット等からの情報収集体制強化 ☐ 指示・連絡体制の確認 ☐ 必要な教職員の参集（管理職等） ☐ 周辺校や関係機関との情報共有 ☐ 生徒、保護者への連絡方法の確認
2 休校等の対応の決定・連絡
☐ 各校の授業等の実施基準に基づき対応を決定 ☐ 必要に応じて生徒、保護者等に連絡 ☐ 教育委員会への報告 静岡県立学校管理規則第3条第2項 「非常変災その他急迫の事情のため臨時に、授業の一部又は全部を行わない場合は、校長は、直ちにその旨を教育委員会に報告しなければならない」

3 積乱雲の発生にともなう「竜巻」「雷」「局地的大雨」への対応

「教職員のための危機対応BOOK」（静岡県教育委員会）

② 竜巻・雷・局地的大雨発生時の初動対応

1. 危険の察知



2. 身を守る指示



(4)

国民保護対策

1 ミサイル発射後に出されるJアラート警報時の対応について

(1) 具体的対応

1 事前の対応	
☐ 学校環境の安全点検及び整理整頓 ☐ 生徒・保護者・教職員によるJアラート警報時の対応策の共通理解 ☐ 避難訓練の実施	
2 事後の対応	
Jアラートによる緊急情報（ミサイル発射）の発信時	
始業前	☐ 安全が確認できるまで自宅待機や安全な場所への避難 ☐ 近くの建物（できればコンクリート造り等頑丈な建物）や地下に避難する。 ☐ 建物がない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。 ☐ 電車やバス等に乗車している場合は、事業者等の指示に従う。 ☐ 安全を確認後、登校中は登校する。
在校中	☐ 教育活動を中止し、速やかに屋内（校舎等）に避難する。 ☐ 屋内（校舎等）にいる場合は、できる限り窓から離れる。
放課後	☐ 速やかに屋内（校舎等）に避難する。 ☐ 屋内（校舎等）にいる場合は、できる限り窓から離れる。 ☐ 安全を確認後、下校中は帰宅する。
Jアラートによる緊急情報（ミサイル通過＝影響がない場合）の発信時	
始業前	☐ 生徒に対し、避難や自宅待機の解除を通知 ☐ 避難行動をやめ、登校する ☐ 引き続き、情報収集
在校中	☐ 避難行動をやめるよう生徒に指示し、授業を再開 ☐ 引き続き、情報収集
放課後	☐ 避難行動をやめるよう生徒に指示 ☐ 部活動等の再開の判断をし、生徒に伝達 ☐ 引き続き、情報収集
Jアラートによる緊急情報（ミサイル落下＝影響がある場合）の発信時	
全時間帯	☐ 生徒の安全を最優先し、避難指示をするとともに自らも避難行動 ☐ 屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチ等で覆い、密閉性の高い屋内または風上へ避難 ☐ 引き続き、情報収集 ☐ 自治体から指示があった場合は、指示に従って行動

(参考) 対応の全体的な流れ

